

○萩市自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき設置する萩市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、相談支援事業をはじめとする萩市における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とする。

(設置主体)

第2条 協議会の設置主体は、萩市とする。

2 市長は、協議会を適切に運営できると認められる社会福祉法人又は社会福祉団体（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、協議会の運営に係る業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市長は当該事業が適正かつ効果的に行われるように社会福祉法人等を指導監督するものとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有
- (2) 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- (3) 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- (4) 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- (5) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (6) 地域における課題等について山口県障害者施策推進協議会への必要に応じた報告
- (7) 萩市から障がい者相談支援事業の委託を受けた事業者の運営等の評価
- (8) 基幹相談支援センターの設置方法及び専門的職員の配置に関する協議並びに事業実績の検証
- (9) 障がい者虐待の未然の防止、早期発見及び早期対応に向けた体制構築に関する協議
- (10) 萩市障がい福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会が行う同法第18条第1項及び第2項に規定する事務等に関すること。

(12) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員（以下「委員」という。）20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者等及びその家族
- (3) 保健医療関係者
- (4) 子育て・教育機関関係者
- (5) 相談支援事業者
- (6) 障がい福祉サービス事業者
- (7) 障がい者の雇用に関する相談及び支援に従事する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第8条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査又は検討を行うため、協議会に部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の構成員（以下「部会員」という。）は、第4条各号に掲げる者のうちから、市長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び部会員は、個人情報その他業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部福祉支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。